

地域医療連携だより

基本理念「いのちに光を、心にやすらぎを」

いのちの大切さを重んじ、患者さんとの相互信頼の上に立った医療をめざします。



地域がん診療連携拠点病院

臨時号 No.15

平成27年12月発行

市立甲府病院

地域医療支援室

目次 地域包括ケア病棟

地域包括ケア病棟のご案内

平成28年1月1日（金）より、当院では、在宅復帰に向けた医療や支援を行うため、「地域包括ケア病棟」を開設します。

地域包括ケア病棟とは

「地域包括ケア病棟」とは、急性期を経過し、病状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰 支援に向けた医療や支援を行う病棟です。

5階東病棟の52床となります。

入室の対象となる方

- ① 入院治療により状態は改善したが、もう少し経過観察が必要な方
- ② 在宅での生活に向けて調整、準備が必要な方
- ③ 入院治療により病状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方等が対象となります。

一般病棟から「地域包括ケア病棟」へ転棟していただく場合は、主治医が判断し、患者様とご家族に提案させていただきます。ご了解いただいた場合、「地域包括ケア病棟」へ移動し、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じ主治医の判断で決定しますが、60日間を限度としております。

在宅復帰をスムーズに行うため、医師、看護師、リハビリスタッフ、医療ソーシャルワーカーなどが協力し、在宅復帰支援を行っていきます。

入院費用について

地域包括ケア病棟に入室された場合、入院費の計算方法が、他の一般（急性期）病床とは異なり、「地域包括ケア病棟入院料」を算定いたします。

この入院料は定額で、入院基本料、投薬料、注射料、簡単な処置料、検査料、画像診断料、リハビリテーション料（摂食機能療法を除く）等の費用が含まれています。

※食事代、個室料金等は、別途料金がかかります。

入室に関する留意点

一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療は可能ですが、他の一般（急性期）病棟で行うような、高額な医薬品の投与や特殊な検査、手術等には対応できません。

病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合は、他の一般（急性期）病棟に転棟する場合があります。



■■ 編集後記 ■■

当院では、地域包括ケア病棟を新設し、地域の先生方との連携を一層充実するための取り組みを積極的に進めているところであります。

また、10月に総合相談センターが新しい場所でスタートし、看護師、ケースワーカー、事務職など多くの職種が1つのフロアで協力して働いております。

当室では、紹介患者の受入等がスムーズに行えるよう努めさせていただくとともに、顔の見える連携をこころがけ要望等にお応えできるよう取り組んで参りますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

市立甲府病院 地域医療支援室

TEL 055-244-1111（内線）2211

〒400-0832 山梨県甲府市増坪町 366 番地

FAX 055-220-2660